

(支部長、副支部長、常任理事)

第31条 支部長1名を支部協議会において決定し、副支部長及び常任理事を、それぞれ支部理事会の同意を得て支部長が選任する。

2 支部長は、代表理事として業務を総理し、この支部を代表する。

3 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、あらかじめ支部長が指名する副支部長がその職務を代行する。

4 常任理事は、業務を分担執行する。

(会計)

第32条 会計は、支部の経理一切を掌る

(監査)

第33条 監査は、支部会計の監査を行う。

(役員の忠実義務)

第34条 理事及び監査は、法令、定款等の定め、並びに組合総代会及び支部協議会の決議を遵守し、支部のため忠実に職務を遂行しなければならない。

(役員の報酬)

第35条 役員の報酬は、支部協議会において定める。

2 役員の報酬は、支部協議会において承認を得た収支予算表に記載された範囲内の額とする。

(役員の解任)

第36条 支部組合員は、総支部組合員の3分の2以上の連署を以って、解任の理由を記載した書面を支部理事会に提出して、支部役員の解任を請求することができる。

2 前項の規程による解任の請求は、理事の全員又は監査の全員について同時にしなければならない。

但し、法令又は定款に違反したことを理由として、解任を請求するときは、この限りではない。

3 第1項の規程による解任の請求があったときは、支部役員は、その請求を支部協議会の議に付し、かつ、支部協議会の会日の1週間前までに、その請求に係わる役員に第1項の書面を送付し、かつ、支部協議会において弁明する機会を与えなければならない。

4 第1項の規程による解任の請求について、支部協議会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係わる役員は、その職を失う。

(顧問及び相談役)

第37条 この支部に、顧問及び相談役若干名を、置くことができる。

2 顧問、相談役は、それぞれ理事会の議決を経て、支部長が委嘱する。

3 顧問、相談役は、支部長の諮問に応じ、又は業務について意見を述べることができる。

(職員)

第38条 この支部に、職員若干名を置く。

2 職員は、支部長の命により、庶務に従事する。

ただし役員の任期は選挙年の支部協議会で始まり、3年後の支部協議会で終了する。

(決算関係書類の提出)

第40条 支部役員会は、通常支部協議会の会目の1週間前までに、事業報告書、財産目録、収支決算書を監査に提出しなければならない。

2 支部長は、監査の意見を添えて前項の書類を支部協議会に提出し、その承認を求めなければならない。